

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	原子炉停止域水位記録計(LR-2-3-128)において、指示不良(変動)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
2	3号機	残留熱除去系テスト可能逆止弁(AO-10-68B)の点検時、作動用空気減圧弁用マメゲージに動作不良が認められたため、当該計器を交換	
3	3号機	制御棒駆動水圧ユニット(46-39)用スクラム弁(127)の点検時、開閉状態表示用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを修理	
4	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)高圧主蒸気止め弁(A)油筒ダンプ弁の点検時、摺動部の間隙値に管理値外れが認められたため、当該ダンプ弁を交換	
5	3号機	原子炉再循環系MGセット用油ポンプ(A-1)の点検時、メカニカル部より油の漏えいが認められたため、当該部を修理	
6	3号機	第3給水加熱器(C)蒸気室ドレン弁(V-34-9L2)の点検時、弁体シート面に腐食が認められたため、当該部を修理	
7	3号機	所内ボイラ給水制御油圧ポンプ(B)用電動機の点検時、軸受ブラケット内径、ジャーナル部軸外径の測定値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	
8	3号機	主復水器細管洗浄装置の弁点検時、ボール捕集器出口弁等(計24台)の配管接続フランジ面に腐食が認められたため、当該フランジ面を修理	
9	6号機	燃料プール廻り排気ダクトドレンライン逆止弁の点検時、弁体の未取付け(3台)が認められたため、調査及び対応検討	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	集中環境施設	補助ボイラ排ガス分析計自動校正用ガスボンベ元弁の開操作忘れにより、N OX分析計自動校正時に「異常」警報の発生が認められたため、元弁を復旧及 び対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで